

令和 6 年度 指導監査状況について
施設監査（認可制度に基づく指導監査）の状況

①一般指導監査（実地）件数

	事業種名	事業所数
家庭的 保育事 業等	小規模保育事業	4 1 事業所
	事業所内保育 事業	9 事業所
	家庭的保育事業	4 事業所
	居宅訪問型保育 事業	該当事業所なし
計		5 4 事業所

②指導状況

		事業所数
文書指摘あり		1 2 事業所
文書指摘 なし	口頭指導あり	4 1 事業所
	助言のみ	1 事業所
計		5 4 事業所

指導項目および指導件数

項目	件数	項目	件数
入所児童数及び施設、設備の状況	21	児童処遇関係（指導計画等）	8
職員配置に関すること	17	給食業務に関すること	37
施設運営管理に関すること	34	児童の健康管理・安全管理	16
職員処遇（主に労務関係）	93	非常災害対策の状況	14
職員処遇 （主に給与に関すること）	13	福祉サービスの質の向上の取組みに関すること	18
その他	3	※ 6 件以上あったものを項目・件数表示	
		合計 274件	

指摘事項となった主な事例

【文書指摘】

- ・ 利用児童数に対する必要面積が不足している（１）
- ・ (家庭的保育事業)家庭的保育者の指定研修が未修了（３）
- ・ 連携施設等以外より搬入された給食を提供している（３）
- ・ 保存食が保管されていない（１）
- ・ 前年度(R5年度)、尿検査の実施なし（３）

指導事項となった主な事例

【口頭指導①】

- ・ 平面図と現状に相違がある (12)
- ・ 認可事項に係る変更届が未提出
(利用定員、管理者、運営規程等の変更) (6)
- ・ 時間帯における職員配置で、有資格者が半数以上となっていない
(子育て支援員のみ配置等) ※小規模B/家庭的保育事業 (9)
- ・ 職員の配置が確認できる記録がない (幹部職員、代替職員等の出勤時刻が不明) (3)
- ・ 運営規程の内容について追記・修正が必要 (33)

指導事項となった主な事例

【口頭指導②】

- ・ 労働条件通知書の必要項目が不足している (20)
- ・ 職員健康診断 (雇入れ時/定期) が未実施 (19)
- ・ 育児・介護休業規程の見直し (22)
- ・ 年次有給休暇の取得状況 (5日/年の取得がされていない) (6)
- ・ 給与規程にて手当の支給要件・支給額の基準が明確でない、あるいは記載されていない (8)
- ・ 保存食の一部不足 (13)
- ・ 園の自己評価が行われていない (18)
- ・ 避難または消火訓練が毎月実施されていなかった (14)

令和 6 年度 指導監査状況について
確認監査（確認制度に基づく指導監査）の状況

①実地指導件数

	事業種名	実地指導施設数
特定教育・保育施設	認定こども園	27施設／39
	保育所	36施設／84
	幼稚園	0施設／2
特定地域型保育事業		該当事業所なし
計		63施設

②指導状況

		施設数
文書指摘あり		8施設
文書指摘なし	口頭指導あり	55施設
	助言のみ	0施設
計		63施設

指導項目および指導件数

項目	件数	項目	件数
処遇改善等加算について	33	重要事項の掲示について	28
加算認定関係（処遇改善等加算以外）	17	法定代理受領について	8
委託費・給付費について	18	事故発生の防止及び発生時の対応	27
運営規程について	50	保育の質に関する評価について	15
重要事項説明書の交付及び同意について	61	その他	9

※ 6 件以上あったものを項目・件数表示

合計 266件

指摘事項となった主な事例

【文書指摘】

- ・ R4年度加算Ⅱ残額について、職員へ支給がされていない（2）
- ・ R5年度加算Ⅱについて、支給対象外の者（理事長、事務局次長、園長）に毎月手当として支給されている（1）
- ・ 教育・保育給付認定を受けていない子どもの受け入れについて、保護者との契約書が取り交わされていなかった（1）
- ・ 国通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」において必要とされている加配職員が不足していた（2）
- ・ 重要事項説明に係る保護者からの同意書が未徴取（1）
- ・ 完治までに1ヶ月を要した怪我について、市町担当課への事故報告が行われていない（1）

指導事項となった主な事例

【口頭指導】

- ・ 処遇改善等加算Ⅱの支給が適切でない（14）
- ・ 処遇改善等加算に係る手当について給与規程に定めがない、内訳等の詳細がない、労働条件通知書と名称が合わない等（11）
- ・ 主任保育士が日常的に保育に従事している時間がある、シフトに組まれている（主任保育士専任加算適用施設）（16）
- ・ 主幹保育教諭（主幹教諭）が日常的に保育に従事している時間がある（13）
- ・ 毎週、固定の曜日に2号認定こどもは弁当持参としており、給食が提供されていない（2）
- ・ 運営規程の一部修正（50）

指導事項となった主な事例

【口頭指導】

- ・ 重要事項説明書の一部修正必要（59）
- ・ 重要事項説明書が掲示されていない（28）
- ・ 実費徴収の際に領収証を保護者に交付していない（4）
- ・ 保護者に対し、施設型給付費の法定代理受領の額について通知がされていない（8）
- ・ 事故発生防止のための指針が整備されていない（12）
- ・ 事故発生防止のための研修が行われていない（6）
- ・ 園の自己評価が行われていない（15）